

国と地方の協議の場（平成 23 年度第 3 回臨時  
会合）における協議の概要に関する報告書

平成 24 年 1 月

国と地方の協議の場に関する法律（平成 23 年法律第 38 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、この報告書を国会に提出する。

## 国と地方の協議の場（平成23年度第3回臨時会合）における協議の概要

### 1 開催日時

平成23年12月20日（火） 14:20～14:40

### 2 場所

内閣総理大臣官邸4階大会議室

### 3 出席者

内閣総理大臣 野田 佳彦（終了時挨拶）

内閣官房長官 藤村 修（議長）

総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 川端 達夫（議長代行）

財務大臣 安住 淳

国家戦略担当大臣 古川 元久

内閣府特命担当大臣（行政刷新） 蓮 舫

厚生労働大臣 小宮山 洋子

全国知事会会長 山田 啓二（副議長）

全国都道府県議会議長会副会長 喜多 龍一

全国市長会会長 森 民夫

全国市議会議長会会長 関谷 博

全国町村会会長 藤原 忠彦

全国町村議会議長会会長 高橋 正

内閣官房副長官 長浜 博行（陪席）

内閣官房副長官 竹歳 誠（陪席）

内閣府副大臣 後藤 斎（陪席）

総務大臣政務官 福田 昭夫（陪席）

### 4 協議の概要

#### （1）協議事項

○子どもに対する手当について

#### （2）協議が調った事項

○子どもに対する手当について

厚生労働大臣より説明のあった案で、今後予算に係る所要の作業を進めて

いくこと。

(3) (2) 以外の事項

なし

(4) 協議内容

○挨拶等

(藤村内閣官房長官) 先日に引き続いて、またお集まりをいただいたところであるが、今日は国と地方の協議の場第3回臨時会合ということでスタートをさせていただく。

本日の協議事項は、「子どもに対する手当について」である。この件については、昨年来の経緯がある中で、先般も議論がされた。前回15日の協議の場では、具体的な内容についての議論を十分に行っていないという意見が地方側からあり、私もそのように思った。そこで地方側の皆様から寄せられた御意見等を更に踏まえた上で、今日この件についての会議を開催させていただいた。

本日の会議では、まず、小宮山厚生労働大臣から説明をいただいた上で、皆様方から御意見をいただくこととしているので、短い時間ではあるが、どうぞ実りある会議をよろしく願います。

(山田全国知事会会長) まず大変厳しい日程の中で、こうして国と地方の協議の場を開いていただいたことに対して、改めて心から感謝を申し上げます。

今日開かれたことは、これからの国と地方の関係においても大変重要な意味を持っているのではないかと。前回で終わっていたら、これからの国と地方の関係に暗雲が垂れ込めるような事態になったのではないかと思う。その点で、今回の開催に当たっては、国の皆様の誠意を非常に感じているところであり、開催の労を執られた議長である藤村内閣官房長官、そして、議長代行である川端総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）を始め、関係の皆様にも改めてお礼を申し上げます。

短い時間であるので、かなり無礼なことをまた申し上げますかもしれないが、そうした点はお含みおきいただき、実りある会議になるように、こちらからもよろしくお願い申し上げます。

○協議事項（子どもに対する手当）について

(小宮山厚生労働大臣) 平成24年度以降の年少扶養控除等の見直しに伴う

地方増収分の取扱いについて、政府全体として検討を行ったので、その結果を提案させていただく。具体的には、資料の1枚目を御覧いただきたい。

まず、手当関係については、費用負担割合は国対地方を2対1とするとともに、制度改正に伴い、「子ども手当特例交付金」を整理したいと考えている。また、地方の自由度の拡大に合わせて、一般財源化等の措置を講じる。

具体的には、子育て関係の補助金の一般財源化を行うほか、国民健康保険について、都道府県の調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、国定率負担から都道府県調整交付金へ移すことを考えている。さらに自動車取得税、交付金関係の地方特例交付金について、今回の地方増収分に振り替える。

前回の会議で山田全国知事会会長から御発言があった、難病関係の地方の超過負担については、平成24年度の暫定的な措置として、増収分の一部を超過負担の財源に活用していただきたいと考えている。なお、難病関係の地方の超過負担問題については、その解消に来年度予算から取り組み、早期の解消を目指す。

最後に、平成25年以降の対応については、今回のような手当の地方負担割合を見直すなどの対応ではなくて、基金設置により国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用することで対応したいと考えている。

この協議の場で地方六団体の皆様から様々な御意見をいただいたので、今回の提案はその御主旨にできる限り沿う形で、精一杯の検討を行った結果である。是非御理解いただければと思う。

次に、来年度の子どものための手当制度について、資料の2枚目を御覧いただきたい。先般、民主党で取りまとめられた内容を踏まえ、来年度予算では、手当額は3歳未満は一律1万5,000円、3歳以上小学校終了前は、第一子及び第二子は1万円、第三子以降は1万5,000円、中学生は一律1万円である。所得制限は夫婦と子ども二人の世帯で年収960万円を基準とし、これまでの児童手当と同様に扶養親族の数等に応じた加減等を行い、被用者、非被用者の水準は同一、所得制限世帯には一律5,000円を支給という内容にしたいと考えている。

なお、地方団体から御要請があった制度導入のためのシステム改修経費については、今日、閣議決定した平成23年度第4次補正予算案で、平成24年度末まで期限を延長することになっている安心こども基金に、全額を国が負担する前提で所要額を確保している。この基金を活用して、実施していただきたいと考えている。

(山田全国知事会会長) まず、子どもに対する手当の問題については、元々鳩山元内閣総理大臣の全額国費負担の発言を発端とする一連の経緯があり、こうしたことが事態を混乱させたことは否めない。第2回臨時会合においてその点について政府からの釈明はあったが、私どもはこうした経緯については改めて遺憾の意を表させていただきたい。

しかしながら、今回の政府案については、この国と地方の協議の場における地方の意見をいろいろと考えていただいた。汗をかいていただきたいということを申し上げたが、その中で本当に政府の皆様には汗をかいていただいたと評価をしている。

その上で今の案について、3点確認というか、このことが満たされることが前提であるということ率直に申し上げたい。本来、京都人は余りものをはっきり言わないのだが、ここははっきり言わないと分からないものなので、あえて時間が無い中、その節を曲げて申し上げたい。

まず、第1点である。今回の子どもに対する手当についての案は、地方交付税にも需要を算入していく話になる。そして、社会保障費の増加もあるので、こうした提案をしっかりと地方財政計画において考えていくのであれば、地方交付税が増額になっていかなければおかしいということになる。

ここで、蓋を開けてみたら、地方交付税が減ってしまったということになったら、私どもからすると、単なるだまし討ちみたいな話になってしまうので、それは絶対にないようにしていただきたいと思うし、そうした観点から言うと、本来は地方財政の折衝を踏まえた形で、本当の意味で地方は判断せざるを得ないということを上申する。それをまず御理解いただきたい。

その上で2点ほど申し上げたい。

1つは、平成25年度以降に発生する追加増収分についてである。今、御説明があったが、本来であれば、地方増収分は「子育て分野の現物サービスに活用することとし、その具体的内容は今後検討する」でいいが、それまでにいろいろと修飾語があり、こうしたものを一つ一つ解釈をしていると大変なことになる。端的に申し上げると、平成25年度以降に発生する追加増収分は、地方が地方に裁量のある子育て分野の現物サービスに活用する。当たり前のことだと思うが、これが前提であるということをもっと申し上げる。

もう1点は、国民健康保険の関係である。共同安定化事業のことが書いてある。基本的には、今回の政府案は都道府県の調整交付金を増やす話であるから、都道府県の調整機能の強化が前提になると思うが、一方で今、

共同安定化事業については、地方と国が折衝をして、その内容について協議をしている最中である。そして、同時に私どもは、国民健康保険問題については財源負担問題も含めて、根本的な解決を求めている最中である。

したがって、今回の決定が、こうした協議や地方側の根本的な解決を求める要望を、一切縛るものではないということが大前提であって、もしもそれがここで一定の結論を得るものであるとするならば、私どもはこの国と地方の協議については、それ以上は応じられないということになることを明言させていただく。

そうしたことを踏まえて、全国知事会会長としてこの話を持ち帰って、きちんと説明をして、理解を得るように努力をしたいということを申し上げる。

(森全国市長会会長) 私からは繰り返しになるが、808名の市長を背中に背負っているという意味で、お許しいただきたい。

子どもに対する手当のような地方に裁量の余地のない政策は、国が基本的に行っていただきたい。サービスを伴う政策は地方が行うべきであるという主張は、本来、民主党が主張されている地域主権の根幹をなす理念になると思っている。市民に密着した現場で生ずる政策というのは、日々成長して非常にダイナミックなエネルギーを持っているわけで、そのことが日本の様々な政策を活性化する源になると思っている。そうした意味で言えば、例えば子ども医療費助成のような地方発の単独事業に地方の増収分を少しでも充当していただけるようなことができれば、国と地方の関係において、コペルニクス的な転回につながったと思う。

ただ、今回は時間が足りず、そうした私どもの前向きな政策への理解が必ずしも十分とは言えないと思う。負担割合の議論に終始することは、私としては残念に思う。もう少し、この国と地方の協議の場が抜本的な政策転換の場になるように、心から願うものである。

そういう意味で、先ほど全国知事会会長がおっしゃったのと同じような意味になるが、地方の自由度を高めるダイナミックな政策立案を保障するという点で、やはり地方交付税の確保というのが非常に大事であると思っているので、この辺は是非、その決意を少し御披露いただければと思う。

もう一つは、社会保障・税一体改革の中で地方単独事業の議論も進められているが、これを深める中で地方消費税をしっかりと確保していただきたい。この2点について、特にお願いをしたい。

(藤原全国町村会会長) 地方財政の実情を一番よく知っている川端大臣の御尽力に改めて敬意を表す。示されたフレームについて、町村として一定の理解を示したと言うためには、地方交付税の仕上がりの姿が非常に大

事である。地方交付税の全体の確保を是非お願いしたい。

また、一般財源化により、国民健康保険の国庫負担金を見直し、都道府県の調整交付金にその一部を移行させるということであるが、その運用に当たっては、市町村国民健康保険の運営が厳しい状況にあることを踏まえて、適切な財政調整が図られるようお願いしたい。特にその点は御留意いただきたい。

(喜多全国都道府県議会議長会副会長) 前段、大臣、次官、局長には意見を申し述べたので省かせていただき、さらに前段、執行団体の方からお話があったので、重複は避けたいと思う。今回、新たな考えの説明があったが、私どもの団体としての態度について、申し上げさせてもらいたい。

今回の再提案については、従来の厚生労働省案と比較すると、国の負担分を増やすこととなっており、我々地方六団体の地方側の考え方に歩み寄ったものと理解しているが、全国都道府県議会議長会はそもそもこれまで全額国庫負担を主張しており、依然として隔たりはある。

しかしながら、なお、この案によって、政府が予算編成を行っていくことについては、致し方ないことだと考えている。今後、各議会において、様々な議論がなされ、意見が取りまとめられていくことは申し上げさせてもらいたい。

(関谷全国市議会議長会会長) 本日、子どもに対する手当について、新しい提案が行われた。全国市議会議長会としては、国と地方の役割分担の在り方として、子どもに対する手当のように全国一律の現金給付については全額国の負担とすべきであると、従来から主張してきた。

本日晒された案は、11月8日の厚生労働省案と比較すると、国の負担分について、1対1から2対1に増やすこととされており、この間の御努力を多とするとともに、評価するものである。しかしながら、我々の従来の主張となお異なっていることもあり、今後、本会において、更に検討をさせていただきたいと考えている。

ただ、私個人の意見としては、平成24年度の編成の大詰めを迎えていることもあり、平成24年度の措置としては、本日晒された案はやむを得ないものと考えている。しかしながら、平成25年度以降の子どもに対する手当を含めた子育て関係経費に関する地方負担の在り方については、保育サービスを始めとする現物給付と、現金給付のバランスを十分配慮し、国と地方の役割分担に基づき、地方の裁量を発揮される形で制度設計を行うべきものと考えている。今後、国と地方との間で真摯な議論を行っていただくようお願いしたい。

(高橋全国町村議会議長会会長) 全国町村議会議長会としては、従来から

子どもに対する手当は、国が責任を持って負担すべきと主張してきたが、本日示された案については、国の御努力は多とするものであり、他の団体と同様、やむを得ないと考える。

しかしながら、国民健康保険に係る国庫負担の引き下げについては、財政基盤の強化に逆行するものと思う。そもそも事業そのものを国が行うべきであると考えている。また、来年度の地方財政対策についても、十分な配慮を併せて願います。

(川端総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) 最後は内閣官房長官におまとめいただくと思うが、私の所管の立場で2、3点、今の御意見に対して申し上げておきたい。

交付税の総額確保は、去年は巨額の繰越しがあったという状況があり、今年は繰越しがないという厳しい状況であるが、できる限りの対応策を講じて、総額確保に全力を挙げてまいりたい。

追加増収分が来年度から675億円、あるいはそれに応じた額がこれから発生することに関して、これが出てきたから2対1の割合を変えとか、給付に使うことは一切考えていない。そして、全国知事会会長がおっしゃったように、これを子育て分野の現物サービスに活用することにしたい。その時の中身は、またいろいろと御相談をさせていただきたいが、一つのやり方として、今回4次補正で暫定的に1年間、基金に積み増しをするという制度があるが、こういうことを活用することも視野に入れて、いろいろと工夫をしていきたい。現物サービスに使う分野であることは間違いない。

地方単独事業のことは、大きく元々の整理で言えば、消費税の増額分の国と地方でやるべきことのそれぞれの役割分担があるというものを、しっかりと安定的財政で支えようというのが趣旨であるので、今いろいろな意見交換が進められているが、引き続き、社会給付の安定財源の確保については、そういう理念の下に進めてまいりたい。

国民健康保険の問題があったが、これは現在、共同事業の拡大を含む国民健康保険の在り方として、厚生労働省と地方三団体の間で協議中であると私も承っているので、後先の話で言えば、もちろんこの協議がメインであって、今回の手当をすることが、先にその方向性を縛ったり決めたりするものではないということを明確にする中で、地方との協議結果を踏まえて、対応してまいりたい。

(藤村内閣官房長官) 急きょ開催した第3回臨時会合にお集まりいただいたことに、感謝を申し上げる。

今日の国と地方の協議の場において、小宮山大臣からの提案で進めるこ

とに関して、本当に地方側のメンバーの皆様にご理解をいただいたと我々政府としては受け止め、今からの予算に係る話であるので、所要の作業を進めさせていただきたい。

本当に今日まで熱心に御議論をいただいたことに改めて感謝を申し上げ、御礼を申し上げるとともに、今後ともこの国と地方の協議の場での協議がより充実したものになるように、更に皆様方には、御理解、御協力をお願い申し上げます。

#### ○挨拶等

(野田内閣総理大臣) 本日の国と地方の協議の場では、子どもに対する手当について御協議をいただいた。これまでの協議の場で大変熱心な御議論が行われた結果、小宮山大臣から説明のあった案を進めることに関して、地方側の皆様から御了解をいただくに至ったことに対し、私からも改めて御礼を申し上げたい。

この件については、予算編成も大詰めであるが、予算に係る所要の作業を進めてまいりたい。さらに地域主権改革を推進するに当たっては、この協議の場を通じて、地方自治に影響を及ぼす国の政策について、地方の皆様のご意見を十分にお伺いしながら、成案を得る努力を重ねることが大切であると認識をしている。これからもこの方針を貫いてまいりたい。間もなく新しい年を迎えるが、引き続きよろしく願いをする。

(以上)